

東広島市教育委員会定例会（令和7年11月）議事録

1 日 時 令和7年11月27日（木）午後3時00分～午後3時38分

2 出席者

（1）教育長 市場教育長

（2）委 員 京極教育長職務代理者、棚橋委員、柏崎委員、正司委員

（3）事務局 【学校教育部】

片岡学校教育部長、榎原教育参与、神笠教育監、武上学校教育部次長兼教育総務課長、細本教育総務課施設安全担当課長、鷹橋学事課長、西村指導課長、徳満指導課参事、今井指導課参事、郡司教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長

【生涯学習部】

福光生涯学習部長、神笠生涯学習部次長兼生涯学習課長、大内スポーツ振興課長、手島生涯学習部次長兼文化課長、坂木青少年育成課長、尾畠生涯学習課課長補佐兼地域の学びの企画係長兼管理係長

（4）書 記 信原主任、大石主任主事

3 場 所 北館2階 201会議室

4 議 題

（1）議案事項

議案第18号 令和7年第4回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について

【非公開】

議案第19号 東広島市立学校職員服務規程の一部改正について

（2）報告事項

報告第52号 部活動の地域展開における国の動向と本市の今後のスケジュールについて

報告第53号 令和6年度「東広島市立小中学校における生徒指導上の諸課題」の現状について

（3）その他

ア 中国中学校駅伝競走大会結果について

イ 令和7年度小学校文化部関係全国大会の結果について

ウ まちの個性を探る！ひがしひろしまの歴史まちづくりトークの開催について～市史先行編刊行・文化財保存活用地域計画認定記念～

エ 次回教育委員会定例会の日程について

開会 午後3時

- 市場教育長：それでは、定足数に達していますので、令和7年11月の教育委員会定例会を開会いたします。

　　本日の議事録署名委員は、京極教育長職務代理者と正司委員でございます。

　　どうぞよろしくお願ひいたします。

　　本日の会議の進行でございますが、議案第18号は、議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合の意見の申出に関する事項として、東広島市教育委員会会議規則第18条第1項第3号に当たるため、非公開として審議したいと思います。委員の皆さんの意見を伺いたいと思います。

　　いかがでございましょうか。

　　それでは、議案第18号は非公開として審議することに決定いたします。議案第18号につきましては、その他の報告に續いて、最後に提案させていただきます。よろしくお願ひいたします。

議案第19号 東広島市立学校職員服務規程の一部改正について

- 市場教育長：それでは、議案事項からですが、議案第19号 東広島市立学校職員服務規程の一部改正について、を議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

- 鷹橋学事課長：資料12ページをご覧ください。

　　1の提案理由です。出勤簿の押印を廃止するとともに、出勤簿の作成及び保存を電磁的記録により行うことができる事とするため、この議案を提出するものでございます。

　　2の改正案についてです。これまで「職員は、定められた時刻までに出勤し、別記様式第2号による出勤簿に押印しなければならない。」としていたものを、13ページをお開きください。第5条「職員は、定められた時刻までに出勤しなければならない。2 出勤の状況については、別記様式第2号による出勤簿により、整理を行うものとする。」に改めるものです。

　　14ページに出勤簿の新様式、16・17ページには新旧対応表を載せております。施行期日は令和8年1月1日からです。

　　説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

- 市場教育長：ありがとうございました。

　　議案第19号 東広島市立学校職員服務規程の一部改正について、ご意見、ご質問があればお願ひいたします。

- 京極教育長職務代理者：何が違うのでしょうか。

○ 鷹橋学事課長：これまで学校の教職員につきましては出勤したときに紙媒体の出勤簿に押印をすることを求めておりましたが、1月1日以降これをすることなく、管理職の目視等で出勤を確認し、押印を求めない、要は紙媒体の出勤簿はなくなり、デジタルで管理するようになるというものでございます。

- 京極教育長職務代理者：自分で入力するのですか。
- 市場教育長：出勤簿の扱いも含めて回答をお願いします。
- 鷹橋学事課長：14ページは電子記録による出勤簿の様式で、これは1か月に1枚作成するものでございます。17、18ページをお開きください。17ページの左側が新しい様式で、毎月作っていくものです。18ページの旧とあるのが古い様式でございまして、紙媒体で作っていたものです。半年間押印をしていくことになっております。下の方をご覧いただくと、年次有給休暇であったり、特別休暇であったりその時間数を計算して手で書いていく作業が求められておりました。新しい電子媒体での様式を使うと自動的に計算されていくといったメリットがありまして、特に事務職員の業務改善に大きな影響を及ぼすと考えております。
- 京極教育長職務代理者：デジタルで入力をして、エクセルのように計算をするということなんですね。
- 棚橋委員：要するに1人1人の教職員のしなければならないこととしては、少なくとも押印はいらなくなると思いますが、それに代わる入力は教職員がするのですか、それとも他の人がするのですか。
- 鷹橋学事課長：入力については、教職員がするのではなく、校長が指名した出勤簿管理員のみがすることになります。
- 棚橋委員：今まで1人1人の教職員が押印していたのが、何かしなくとも、教職員について出勤しているのを目視したら、その出勤簿管理員が何かしら手続をしてくださるというわけですね。
- 市場教育長：ほかにはありませんか。
なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。
それでは、提案のとおり決定いたします。

報告第52号 部活動の地域展開における国の動向と本市の今後のスケジュールについて

- 市場教育長：それでは、報告事項に移ります。報告第52号 部活動の地域展開における国の動向と本市の今後のスケジュールについて、説明をお願いいたします。
- 神笠教育監：報告事項の1ページ、報告第52号をご覧ください。私からは「部活動の地域展開における国の動向と今後の本市のスケジュール」についてご報告いたします。

始めに、1の「趣旨」でございますが、本市の部活動地域展開を進めるに当たって、国等の動向を踏まえ、実現可能なスケジュールを整理するものでございます。

次に、2の「国の動向」でございますが、(1)にございますように、本年5月に、国の有識者会議による「最終取りまとめ」があり、休日については、次期改革期間の令和8年度から令和13年度の6年間で、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すこと、また、現時点で着手していない地方公共団体においても、令和10年度までの前期3年間に確実に休日の地域展開等に着手するこ

とが示されました。また、(2)にございますように、新たに立ち上げられた国の有識者会議により、令和7年6月から、主に次の2点について議論が進められています。まず、①の「地域クラブ活動に関する認定制度」では、認定地域クラブの定義、認定要件、認定手続き、認定によるメリットなどについて、また、②の「費用負担の在り方等」では、地域クラブ活動費や経済的困窮世帯への支援などの「参加費等の設定」や、受益者負担、民間寄附、公的負担のバランスを考慮した「持続可能な財源の組み合わせ」が主な論点となっております。

次に、3の「本市の方向性」でございます。先程申し上げましたように、国において、認定制度や費用負担等の制度設計が継続して議論されているため、本市においても国の制度設計を確認した上で、本市の推進方針を策定し、部活動の地域展開を推進していく必要があると考えております。また、現時点では制度の方向性が不透明であるため、国や県の情報を詳細に把握し、慎重に検討を進める必要があります。本市においては、令和9年4月から休日の部活動を地域展開することとしていますが、こうした国の制度設計の進捗を踏まえ、令和10年度中からのスタートに進度調整を行うこととします。

次に、4の「今後の主なスケジュール」でございます。国・県の情報収集を引き続き行いながら、今年度から来年度にかけて本市の部活動地域展開に係る推進方針を策定するとともに、部活動の地域展開を円滑に行うためのモデル事業を行ってまいります。また、令和9年度に運営団体事務局を始動させ、地域クラブ認定等の手続きを進めた上で、令和10年度に休日の地域クラブ活動を順次開始してまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

- 市場教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願ひいたします。

- 柏崎委員：保護者の方からも心配の声が上がっております。地域の方からも、住民自治協議会の方であっても部活動が地域展開していくということを知らないということを聞いております。今後地域の方や保護者の方に向けた説明会などを実施する予定はありますか。

- 神笠教育監：委員がおっしゃったように、今後、周知や広報が一つ大きな課題だと認識しております。取組方針を今年度から来年度にかけて策定する予定としております。それに合わせて、まずは新年度中学校に入学する、今の小学校6年生とその保護者に対して部活動の地域展開の今後の方針についてお伝えしたいと思います。今リーフレットを作成しているんですが、それも改訂し、改訂後のものをホームページに掲載するなどして広報してまいりたいと思います。地域の方に対してもというお話がありましたが、来年度、住民自治協議会の集まりがありましたらこちらから出向いて説明をさせていただいたり、学校に出向くこともありますので、そういう機会を捉えて、地域の方に隨時説明をしていきたいと考えています。

- 柏崎委員：ありがとうございます。ぜひできる限り、わかる限りでよいので情報提供をお願いします。学校や教育委員会でがんばっていただいているのは分かっていますが、地域でも受入れの準備ができていない今まで地域展開に移行する期限がきてしまうのではないか、学校としてはどんなことをしてくれるのだろうかという不安に思う声も上がってきています。学校や地域、保護者が一丸となって取り組みたい課題だと思いますので、ぜひ今後も情報提供をよろしくお願いします。
- 棚橋委員：資料の中のスケジュール部分のキーフレーズとして、実現可能なスケジュールを整備するということと、国の制度設計の進捗を踏まえた進度調整を行うということの2つが出てきています。どうしても国や県の動向をある程度踏まえないでできない面があるということは事実ですけれども、この2つのフレーズは、言ってみれば元々本市で考えていたスケジュールよりも後ろ倒しにする意味も持っていると思うんですがね。これは喫緊の課題である教員の働き方改革と地域全体で子どもをみるという両方の大きな核となる事業だと思うので、もちろん国や県の動向をきちんと把握することは重要ですが、それを待っているだけではなく、本市独自の考えも今までどおり考えておいて、国や県の対応指針が出たらすぐにでも、迅速に動けるように尽力いただければと思います。
- 神笠教育監：ありがとうございます。国の方針としてガイドラインが改訂されたものが12月の初旬には示される予定となっております。それを踏まえた上で、ニーズ調査として、児童生徒、教職員、保護者の方々の意向も踏まえながら、推進方針を策定し、これまでの部活動の教育的意義を発展、継承できるような地域クラブ活動を推進していきたいと思っております。
- 市場教育長：ほかにはありませんか。

それでは、ここで事務局職員入れ替わりのため、暫時休憩します。

報告第53号 令和6年度「東広島市立小中学校における生徒指導上の諸課題」の現状について

- 市場教育長：再開いたします。それでは次に、報告第53号 令和6年度「東広島市立小中学校における生徒指導上の諸課題」の現状について、説明をお願いいたします。
- 今井指導課参事：次に報告事項第53号「令和6年度『東広島市立小中学校における生徒指導上の諸課題』の現状について」ご報告いたします。

資料2ページをご覧ください。本資料は、令和6年度の本市における「暴力行為・いじめ・不登校」の現状について、国や県と比較したものです。

始めに、1 暴力行為の発生件数についてです。折れ線グラフをご覧ください。赤線が東広島市です。令和6年度の本市児童生徒1,000人あたりの暴力行為の発生件数は、小学校は国及び県より少ない状況で、中学校では国及び県より多い状況でした。右の表をご覧ください。令和6年度の本市の暴力行為の発生件数は、小学校は119件で前年度より13%増、中学校は117件で129%、2.3倍の増加と

なっています。暴力行為の発生件数については、中学校で急激に増加しており、器物損壊が3倍、対教師暴力と生徒間暴力も2倍以上増加しています。原因としては、コミュニケーションの取り方にちよつかいやからかいがあり、これに対して、言葉で返せず、感情のコントロールができずに暴力を振るってしまう事案が多くありました。暴力の程度については、生徒が病院を受診した事案は2件ありましたが、継続的な受診となる大きな怪我ではありませんでした。引き続き、個々の児童生徒の背景を踏まえ、よりよいコミュニケーションの築き方やアンガーマネジメントなどの指導を行い、未然防止に取り組むこと、また、必要に応じて専門家や関係機関との連携を積極的に行ってまいります。

次に、2 いじめの認知件数についてです。折れ線グラフをご覧ください。令和6年度の本市児童生徒1,000人あたりのいじめの認知件数は、小中学校ともに国及び県より少ない状況です。右の表をご覧ください。令和6年度の本市のいじめの認知件数は、小学校は144件で前年度より43%増、中学校は92件で44%増となり、小中学校ともに増加しています。各学校において、いじめに対する未然防止の取組、また、積極的な認知に取り組んでいただいているところですが、引き続き、「いじめの見逃し0」となるように、積極的な認知や早期対応に取り組み、いじめの深刻化防止を図ってまいります。

最後に、3 不登校の児童生徒数についてです。折れ線グラフをご覧ください。令和6年度の本市児童生徒1,000人あたりの不登校児童生徒数は、小中学校ともに国及び県より多い状況です。右の表をご覧ください。令和6年度、小学校は293人で前年度より8%増、中学校は341人で4%減となりました。全ての児童生徒を校内外の学びの場につなぐために、児童生徒の小さなSOSの早期発見に努め、個々の状況を適切に把握し、学びの場を確保するなど、社会的自立に向けた支援を行ってまいります。

また、不登校児童生徒のうち、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭などの専門的な相談・指導等を受けていない割合について、本市は41.0%と国より多い状況ですが、昨年度と比べると8.4ポイントの改善が見られました。今後も、児童生徒や保護者の多様な状況に対応するために、専門的な相談につながるように働きかけをしてまいります。なお、専門的な相談等を受けていない者のうち教職員から継続的な相談・指導を受けた割合は、本市が97.3%で国より高い状況でした。全ての児童生徒が支援を受けることができるよう、相談体制の充実に努めてまいります。報告は、以上でございます。

- 市場教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいいたします。

- 京極教育長職務代理者：不登校のところなんですが、基本的には小学校から中学校につながりますよね。その間のサンプリングはあるんですか。小学校で不登校だった子が中学校になったら登校できるようになったとか、ある程度連続しているように思いますが。

- 今井指導課参事：令和6年度における令和5年度の小学校から継続して不登校である中学校1年生の生徒は51%でした。したがって、やはり小学校のときから不登校で中学校に入っても不登校であるという関連性はあると思います。加えて、中学校から不登校になる者もおります。
- 京極教育長職務代理人：学校が変わるから、小学校のとき不登校でも中学校になったら行けるようになった子も結構いるということですね。ということは環境が非常に大事なので小学校だけ、中学校だけを見るのではなく、小・中と連続してみておかないといけないのではないかでしょうか。
- 今井指導課参事：小学校と中学校は年度末に必ず連携をします。その際に例えば小学校6年生の不登校の状況だけでなく、5年生までの不登校の状況や要因を含めて連携して中学校で早期対応をする、あるいは中学校ではS S Rもあるところが充実してきているため、小学校の段階で紹介をするといった繋ぎの段階でも力を入れております。
- 柏崎委員：市において専門的な相談・指導等を受けていない生徒の割合がすごく少なくなっていることについてとても素晴らしい努力だと思いますし、どことも繋がっていない状態の生徒がいないようにしていただけたらと思います。ただ国よりも専門的な相談・指導等を受けていない生徒の割合が若干高いように見えますが、人員が不足しているとか何か理由があるのでしょうか。
- 今井指導課参事：専門的な相談に至る前に、年間30日以上登校できない場合に不登校となるのですが、例えば担任がしっかりと関わって、その取組みによってその後登校できるようになった場合には専門的な機関には繋がないという事例もあるので、専門的な相談をする者が少ないというよりは個々の実態に応じて適切な指導をしているというのも1つの理由だと思います。ただ、やはり専門的な相談につなげたいため、今後スクールソーシャルワーカーの拡充等も検討していきたいと考えております。
- 柏崎委員：ぜひ強化をお願いしたいと思います。
- 市場教育長：ほかにはありませんか。

その他 次回教育委員会定例会の日程について

- 市場教育長：それでは、「その他」に移りたいと思います。この度は、個別案件についての説明は省略させていただきますが、特に伝えたいことが事務局からありますか。

続きまして、次回教育委員会定例会の日程について、説明をお願いいたします。

- 武上学校教育部次長兼教育総務課長：次回は、12月25日木曜日16時から、本館会議室303でお願いしたいと思います。次々回1月は、御薗宇小学校の増築工事が完了しましたので、1月27日火曜日11時30分に北館正面に集合してもらい、そこからバスで御薗宇小学校に行きまして、現在の予定では12時頃に給食を皆さんに食べて

いただきまして、増築校舎等の見学後、13時40分頃を予定に定例会を開催したいと思います。終了後、15時頃に皆さんで北館に帰ってきたいと思いますので、1月27日火曜日11時30分集合でお願いしたいと思います。説明は以上でございます。

○ 市場教育長：ありがとうございました。

それでは次回は、12月25日木曜日16時から、本館会議室303で決定します。

次々回は、御園宇小学校での視察を含め、1月27日火曜日11時30分集合をご提案いたしましたが、委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。

それでは、よろしくお願ひいたします。

その他、事務局からありますか。

その他、委員の皆様からございますか。

それでは、議案第18号につきましては、非公開として審議することを議決しておりますので、傍聴の方は、退室してください。

議案第18号 令和7年第4回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について

【非公開】

閉会 午後3時38分